「求職者支援室」の名称を「地方訓練受講者支援室」に変更します

～平成26年４月１日から～

厚生労働省は、４月１日から都道府県労働局の求職者支援課（室）の名称を地方訓練受講者支援課（室）に変更します。

求職者支援課（室）は、第２のセーフティネットとして雇用保険の受給ができない方々を対象として、職業訓練の受講を通じて安定した就職を目指すために創設された、「求職者支援制度」に関する業務を主務とする新たな組織として、平成23年10月より業務にあたっておりますが、この度、求職者支援制度による職業訓練の他、公的職業訓練に係る受講生を包括的に支援する組織として、名称変更することとしました。

旧名称		新名称
求職者支援室	⇒	地方訓練受講者支援室

※群馬労働局における主な所管業務

職業訓練関係業務、生活保護受給者等の就労支援業務など